

四日市市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 3月30日

四日市市長 森 智 広

1 徴収等の事務を委託する使用料

- (1) 四日市市総合会館条例（平成2年四日市市条例第12号）第9条に規定する集会施設の使用料
- (2) 四日市市新丁ひろば駐車場条例（平成22年四日市市条例第3号）第6条に規定する駐車料金

2 徴収等の事務を行うもの

- (1) 名 称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
所在地 四日市市本町9番8号
- (2) 名 称 有限会社ワールドクリーン
所在地 四日市市尾平町3602

3 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（財政経営部管財課）